

第20回児童虐待防止対策協議会	資料4-3
平成29年11月22日	

「社会福祉法人子どもの虐待防止センター」
提出資料

わたしたちの活動を 応援してください

子どもの虐待防止センターへのご寄付および会費は
税制上の優遇措置を受けることができ、
所得税の寄付金控除または税額控除の対象となります

ご寄付のお願い

虐待から子どもを守り親への支援を行っているCCAPの活動は、
皆様のご寄付に支えられて成り立っています。

子どもたちが安心して生活できる社会の構築のために、わたしたち
の活動へのご支援をお願いします。

賛助会員の募集

活動をご支援頂くために、広く賛助会員を募っています。

賛助会は年度制(4月～翌年3月)です。会員には年4回、会報
「CAPニュース」をお送りするほか、主催セミナーに会員割引で
ご参加いただけます。

年会費 一口 5,000円

ご寄付または会費を下記口座にお振込みいただくと同時に、
添付申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵便にて
事務局宛にお送りください。

◆郵便振替口座 00160-4-362897
加入者名 社会福祉法人子どもの虐待防止センター

◆銀行口座 三菱東京UFJ銀行 上北沢支店
普通預金 0493048
口座名 社会福祉法人子どもの虐待防止センター
理事松田博雄



お電話ください

子どもの虐待防止センター相談電話

03-5300-2990

月～金 ▶ 10:00～17:00
土 ▶ 10:00～15:00
日・祝 ▶ 休み

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル202
電話 03-5300-2451 FAX 03-5300-2452

ホームページ <http://www.ccap.or.jp>

このリーフレットはフィリップモリスジャパン株式会社の助成により作成しました

社会福祉法人

子どもの虐待 防止センター

CCAP : Center for Child Abuse Prevention



抱きしめて、親子。

子どもの虐待を 防止するために できることが あります

子どもの虐待防止センター（CCAP）は、子どもの虐待を早期に発見し、虐待のない子育てを支援するために、1991年に設立された民間団体です。

1997年に社会福祉法人の認可を受け、研修を受けた相談員と、医師、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、行政経験者、教育関係者など、多くの専門職がボランティアで子どもの虐待防止のために活動しています。

20年以上にわたる活動の中から見えてくる子育てをめぐる状況は依然として厳しく、私たちは子どもとその家族に対する支援をさらに工夫し向上させる必要を感じています。

こんな活動をしています

親・養育者への支援

○電話相談 03-5300-2990

子どもがかわいく思えないなど、子育ての悩みや虐待の相談を受けています。

○MCG (Mother and Child Group): 母と子の関係を考える会
虐待や育児不安等の悩みを抱えた母のためのグループです。

一人ひとりが自分の体験を語り合い、心の痛みを見つめなおす時間をもちます。

○育児スキルトレーニング

暴力や暴言を使わずに子どもを育てるスキルを身につけるための、ペアレントトレーニングプログラムです。CCAPでの実施のほか、各地支援機関にもトレーナーを派遣しています。

子どもへの支援

子どもの対人関係の問題を軽減することを目的とした、「アタッチメント形成のための心理治療プログラム」を実施しています。児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもと現在の養育者を対象に、子どもと養育者のアタッチメント (Attachemnet: 愛着) の形成をサポートするプログラムです。

専門職への支援

○児童養護施設職員、児童相談所職員、保育士、教員、医師、保健師、ソーシャルワーカー、里親など、子どもに関わる専門職対象の講座・セミナーの開催および講演会への講師派遣を行っています。

○性虐待対応事業

性虐待を受けた子どものケアを学ぶ研修や、小児科医・産婦人科医を対象とした性虐待を受けた子どもを適切に診察するための診察トレーニングを実施しています。

教育・広報

○ホームページによる情報発信

○ニュースレター、テキストブックの発行

○関係機関との連携や他機関の児童虐待対策事業への協力

子どもの虐待は、親自身の育ちの問題、
家族の孤立、貧困など、さまざまな心理・

社会的な要因が複雑に絡み合って生じます。

虐待は、子どもの人生に深い影を落とします。

親もまた、心理的な困難を抱え、苦しみながら

子どもを虐待してしまっているのです。

親を責めるだけでは問題は解決しません。

親が子どもを抱きしめられるよう、

親子を温かく抱きしめる社会が必要です。

組織

理事長

松田 博雄 (小児科医)

理事

秋山 千枝子 (小児科医)

鮎京 眞知子 (弁護士)

磯谷 文明 (弁護士)

奥山 眞紀子 (小児精神科医)

片倉 昭子 (臨床心理士)

河津 英彦 (淑徳大学教授)

佐伯 裕子 (保育士・婦人相談員)

田中 哲 (児童精神科医)

豊田 秀雄 (ソーシャルワーカー)

西澤 哲 (山梨県立大学教授)

広岡 智子 (CCAP 相談員)

監事

木村 眞実 (弁護士)

田中 治樹 (公認会計士)



CAP ニュース

CHILD ABUSE PREVENTION 号外 2017年

社会福祉法人子どもの虐待防止センター <http://www.ccap.or.jp>

事業報告に寄せて

CCAP理事 河津英彦

2016年度は、子どもの虐待防止センター開設25周年に当たります。今回は「25周年記念座談会」の企画と司会を担当した理事として事業報告をいたします。

この間、2000年には児童虐待防止法（通称）が成立し、2005年度からは市区町村が要保護児童の第一義的な対応機関になりました。東京都は、1995年に「子ども家庭支援センター」を市区町村設置する事業を開始しました。（その当時の子ども家庭部長は私でした）その後、2003年度からは児童虐待ケースも引き受ける体制をつくったことで2005年度に始まる制度改正に対応できたという経緯があります。

昨年の児童福祉法の改正により、特別区は児童相談所を設置できるようになり、東京都では現在22区が独自設置に動いています。このうちの3区は、3年後の2020年度開設であり、残りの区も4年後に向けて動いているようです。16区は一時保護所も独自に持つ構想です。これまでも、1990年頃に児相の区移管問題が浮上したことがあります。当時は高齢や障害と同様には語れない児童問題の複雑性、困難性と、対応できる職員がいなかったことを理由に見送られました。

現在では、東京都は子ども家庭支援センターが全市区町村に設置され、さらに規模に合わせて出張所単位に数箇所設置されているところもあり、すっかり事業が定着したことも、児相独自設置への推進力になったものと思われまます。

今後、大規模区は児相と子ども家庭支援センターの二層構造、小規模区は一体型を目指すと思われまます。区内で一時保護を含む児相の権限と、母子保健、保育所運営を含む子育て支援を統合し、やや距離のある学校教育や警察との連携も図れば、より実践的な体制を組むことが可能になります。これまでの、予算も権限も都の児相と入所施設、区の子算と権限で行う児童福祉在宅サービスの二元行政が解消できるチャンスになります。

ただし、そのためには、新たな区立の児相であ

セスメントを着実にやり、使えるサービスとの調整を行うことが前提です。一時保護は定数増になり使いやすくなるでしょうし、一時保護所からの通学も可能なケースが増えるでしょう。

しかし、非行ケースは同じ場所で一時保護できるかという課題があり、暴力的な保護者のケースは各区で相互利用も必要になります。区内で新たな児童福祉在宅サービスを作ることも想定されまます。里親やグループホームはさらに需要が生じ、何よりも地域の中で個人や家庭の孤立化や分断を防ぐための風土づくりが必要になります。少子高齢化の中で可能にすることは困難が伴うでしょう。でも、それゆえに可能にする手立てもあるのではないでしょう。

特別区の動きは児童福祉の大きな地殻変動を呼び起こします。まずは人材の確保（獲得競争）です。ついで、予測不可能なケースと多数の児相と措置施設等の組み合わせの混乱等です。落ち着くまでに4、5年かかるでしょう。さらにその先には児相権限の市町村移管が見え、高齢者、障害者、子どもが全て市町村で一元的に対応できる法体制になることを視野にいれなければなりません。

わがセンターに翻って考えれば、専門相談や人材活用の面で、児相設置区からの問い合わせや要望は格段に増えそうな気がします。社会福祉法人とはいえ措置費のような公的な財政支援はなく、この数年、単年度の収支では200～300万円の赤字を計上してきました。2016年度は大口の寄付があり赤字は100万円にとどまっていますが、厳しいことに変わりはありません。制度改革を収入増に繋げることも今後の課題でしょう。

当法人では、先駆的な事業のほか制度の谷間にある人たちを救いながら、予防や回復に向けたきめ細かい事業を展開しています。参加者は少なくとも一つ一つの事業に時間をかけて丁寧に対応していることは、25周年記念座談会でも語られています。ご支援くださる方々にお礼を申し上げながら今後のご協力を重ねてお願いする次第です。

2016年度 事業報告

社会福祉法人の運営事業

1. 理事会・評議員会の開催

2016年度は理事会を6回、評議員会を3回開催した。日程と主な議題は次の通り。

	開催日	議題
第1回 理事会	2016年 4月15日(金)	・財政基盤の安定化に向けた今後の取り組み ・改正社会福祉法人法への準備
第2回 理事会 第1回 評議員会	5月21日(土)	・2015年度事業報告 ・2015年度決算報告 ・2015年度監査報告 ・改正社会福祉法人法への準備 など
*2015年度事業及び決算について、監事による監査を実施し、監査報告は承認された。		
第3回 理事会	10月4日(火)	・社会福祉法人法改正に伴う定款変更準備 ・評議員候補者回答状況の確認と評議員選・解任委員 など
第4回 理事会 第2回 評議員会	10月23日(日)	・社会福祉法改正に伴う定款変更 ・評議員選・解任委員会委員の選定 ・10月19日 社会福祉法人指導検査の報告 など
第5回 理事会	2017年 1月17日(火)	・評議員選・解任委員の任命 ・評議員候補者の推薦及びアドバイザー等の推薦 ・2017年度事業計画案及び予算案の準備 など
第6回 理事会 第3回 評議員会	3月26日(日)	・2017年度事業計画案・2017年度予算案 ・規程変更 など

2. 賛助会員

2016年度賛助会員は540名（継続会員501名、新入会員39名）の方に登録を頂き、会費総額は636口3,180,000円であった。

3. 寄付

寄付は法人・個人合わせて187件頂き、その合計は8,045,089円であった。

その内訳は、朝日ライフアセットマネジメント（株）、外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ、世田谷区私立幼稚園PTA連合会、誰かのサンタ事務局、パブリックリソース財団（寄付サイトGive One）、毎日新聞東京社会事業団、モルガン・スタンレー MUFG証券（株）の法人・団体より1,526,000円、外部の個人25名の方（内、毎月継続寄付の方3名）から3,632,713円とCCAP関係者44名から100件、2,799,089円頂いた。（名称は五十音順、敬称略）

4. 助成金

助成金は、財団法人東京都福祉保健財団、社会福祉法人東京都共同募金会、フィリップモリスジャパン合同会社より、合計6,207,000円の助成を頂いた。（名称は五十音順、敬称略）

CCAPの活動費用は、みなさまからの賛助会費とご寄付によって大きく支えられています。
ここに感謝し、心より御礼申し上げます。

5. 印刷物の発行と頒布

以下の印刷物を新規に発行並びに増刷した。

(1) ニュースレターの発行

会報「CAPニュース」は年4回（第98号～101号）と号外の計5紙を発行した。

号	月	発行数	主要記事（掲載順）／執筆者（敬称略）
98号	4月	1,200部	[巻頭] 離婚紛争と子ども～子どもの当事者性は忘れられやすい ／宇梶 和子（元家庭裁判所調査官、家庭児童相談員） [シリーズ：子ども虐待対応のための多職種連携 “つなぐ”] 多機関連携チーム（Multidisciplinary Team：MDT） ／山田 不二子（認定特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン理事長）
99号	7月	1,200部	[巻頭] 放課後児童支援員と虐待防止対応～放課後の「生活の場」でできること ／下浦 忠治（東京成徳大学子ども学部非常勤講師、元全国学童保育連絡協議会副会長、社会福祉士） [シリーズ：子ども虐待対応のための多職種連携 “つなぐ”] 杏林大学医学部付属病院の周産期における虐待予防の取り組み ／根本 圭子（杏林大学医学部付属病院患者支援センター医療福祉相談）
号外		1,300部	2015年度事業報告・決算報告 及び 2016年度事業計画・予算
100号	10月	1,300部	設立25年・CAPニュース100号記念座談会 活動を振り返って現状を考える
101号	1月	1,200部	[巻頭] 児童養護施設の子どもの自立支援 ／星野 崇啓（さいたま子どものこころクリニック） [シリーズ：虐待対応のための人材育成] BEAMS（医療機関向け虐待研修プログラム）について ／仙田 昌義（総合病院国保旭中央病院）

(2) テキスト・パンフレット等の発行

インフォメーションカードとパンフレットの増刷と、CAテキストブック 復刻版 坂井聖二特集「小児科から見た児童虐待」と子どもの虐待防止センター 25周年記念誌「CCAPの社会的使命と民間団体だからできること」の2誌を発行した。

6. その他行政機関や自治体との関わり

(1) 厚生労働省

- ①2016年11月10日（木）に行われた厚生労働省主催「第19回児童虐待防止対策協議会」に出席した。
- ②厚生労働省主唱の5月5日～11日の児童福祉週間及び「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinふくい『社会全体で子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を守るために』」（2016年11月19日（土）／会場：福井県生活学習館（ユウ・アイふくい））の各事業を後援した。

(2) 東京都児童相談センター

協定書に基づく児童虐待防止事業の協力をした。

(3) その他

- ①東京都社会福祉協議会の評議員及び地域福祉推進委員を派遣し、各会活動に協力した。
- ②子どもの虹情報センターの運営委員の委嘱を受け、運営に協力した。
- ③日本社会事業大学からの実習生1名を受け入れた。
- ④東京都歯科医師会と共催で8月3日（水）「医療現場で取り組む子ども虐待防止について」を開催したほか、11月20日（日）第1回日本子どもの虐待防止歯科研究会学術大会「歯科医師の力を結集しよう！子ども達のために！」を後援し、理事長松田博雄が教育講演を行った。（会場はいずれも東京都歯科医師会館）。

子どもの虐待防止センターの事業

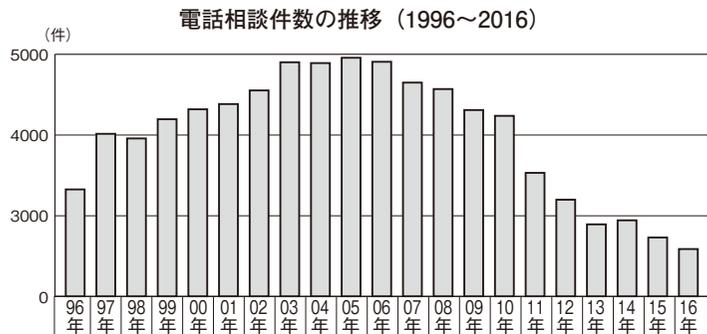
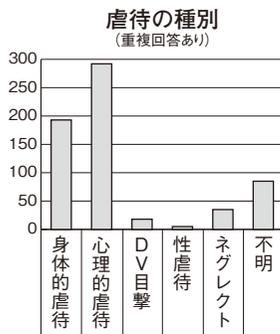
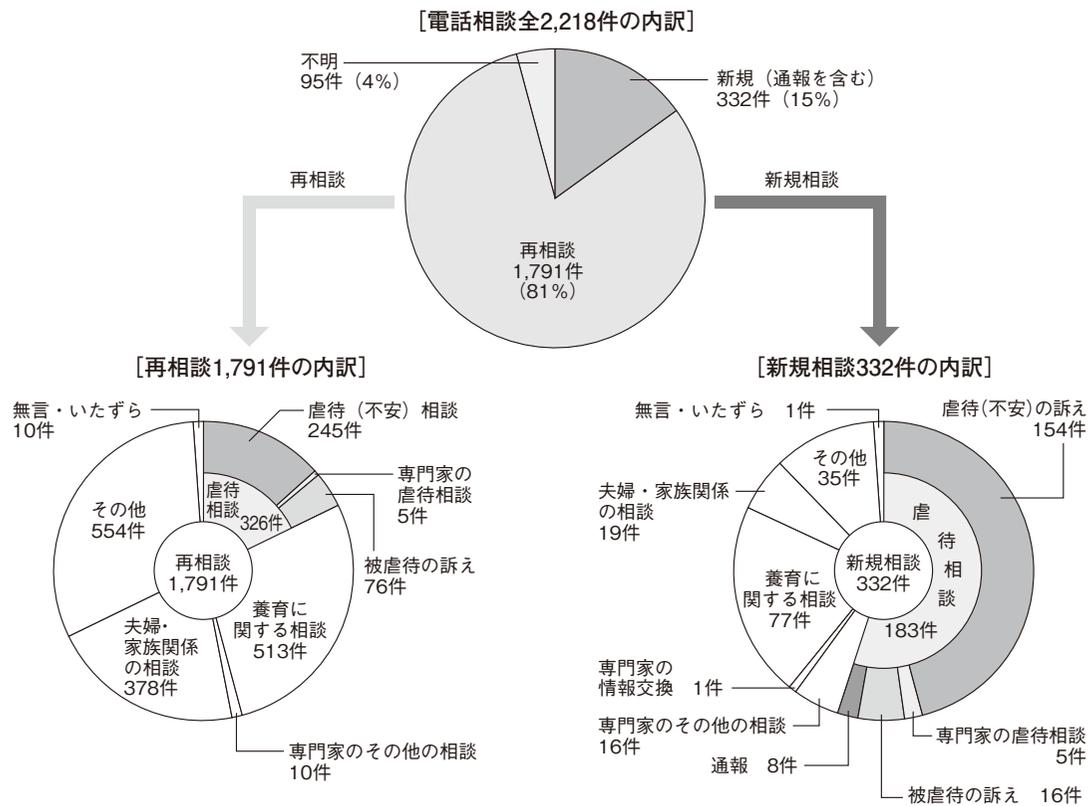
1. 電話相談事業

(1) 電話相談

2016年度は日曜、祝日及び夏期、年末年始休暇（各1週間程）を除く平日の10：00～17：00、土曜の10：00～15：00に電話相談を行った。相談日数は273日、総相談件数は2,218件であった。

電話相談を利用する方の88%は母親で、以下、当事者、里親・養親が3%、子どもにかかわる専門職が2%、父親、祖父母は各1%、その他の相談があった。

また、11月の児童虐待防止推進月間には、全ての土曜日を通常の終了時間15：00のところ、17：00まで時間延長するキャンペーンを実施した。同期間中の相談件数は33件であった。



(2) 法律相談

年間12回、電話で弁護士による法律相談を行い、19件の相談があった。

(3) 定例会と相談員研修の開催

①定例会

相談員定例会を11回実施（8月を除く）延べ163名が参加した。相談員定例会では、各事業担当者からの報告と電話相談ケースの共有検討を行った。

②相談員研修

相談員研修は、全体研修を7回、グループ研修を3回実施し、延べ102名が参加した。研修は次の講師による。（五十音順、敬称略）

- ・磯谷 文明（CCAP理事）
- ・片倉 昭子（CCAP理事）
- ・佐伯 裕子（CCAP理事）
- ・田中 邦子（カウンセリング・電話相談研究所トポス）
- ・田中 哲（CCAP理事）
- ・西澤 哲（CCAP理事）
- ・広岡 智子（CCAP理事）

(4) ボランティア相談員養成講座

2016年度ボランティア相談員養成講座を、6月4日～10月29日にかけて全10回にわたり実施し、新たに5名のボランティア相談員を迎えた。

2. グループケア事業

(1) CCAP主催グループの開催

グループ名		開催日	実施回数
①MCG：母と子の関係を考える会	火曜グループ	毎月第2・4火曜 10：30～12：00	24回
	土曜グループ	毎月第2・4土曜 14：00～15：30	22回
	施設MCG	毎月第3火曜 14：00～15：30	11回
②ほっとホットサロン：援助者のためのグループ		奇数月第3金曜 19：00～20：30	6回

(2) グループレビューの開催

CCAP主催及び外部保健センター等主催のグループ事業担当者同士の相談、事例検討、振り返りの場として年間11回行い、延べ85名が参加した。

3. 里親・養親支援事業

CCAP主催グループの開催及び相談活動：特別養親サロン

特別養子縁組をされた養親の方を対象としたサロンを6回実施し、56名が参加した。

日時・タイトル	講師
第1回 6月2日（木）10：30～12：30 子どもの発達：小児科医の立場から	松田 博雄：CCAP理事長、小児科医
第2回 7月14日（木）10：30～12：30 発達の遅れのある子を育てるために親にできること	三浦 香織：CCAP評議員、作業療法士
第3回 9月15日（木）10：30～12：30 子どもの心の発達について学ぶ	加藤 吉和：CCAP評議員、臨床心理士
第4回 11月10日（木）10：30～12：30 真実告知～先輩の体験談	特別養子縁組の先輩お母さん
第5回 1月13日（金）10：30～12：30 思春期～アイデンティティとは	若松 亜希子：CCAP相談員、臨床心理士
第6回 3月10日（金）10：30～12：30 地域の子育て支援	佐伯 裕子：CCAP理事、婦人相談員

4. CCAP版育児スキルトレーニング事業

CCAP版育児スキルトレーニングプログラムを実施。CCAPにて2回、外部の公的機関等4か所にて6回、計8回プログラムを行い、61名の参加者に修了証を発行した。

5. 子どもケア事業

(1) アタッチメント形成のための心理療法プログラムの実施

虐待などの理由で児童養護施設に暮らす子どもや里親養育を受けている子どもを対象に、現在の養育者とのアタッチメント関係の改善・強化を目的とした心理療法を、前期・後期継続参加1組を含む前期3ケース、後期3ケースの計5ケース（児童養護施設からの参加2組、里親参加2組、養子縁組家庭1組）実施した。

また同プログラムの実施を通じて、プログラムの開発とともに、研修生3名を受け入れ、実施セラピストの育成を行った。

(2) 心理相談の実施

子どもの心理に係る専門相談を年10回実施し、9ケースの相談を受けた。

(3) 発達相談の実施

子どもの発達に係る専門相談を年11回実施し、3ケースの相談を受けた。

6. 教育・広報事業

事業名	内容
1 児童虐待防止に関する講演への講師派遣 82件	他機関、団体からの依頼に応じ、子どもの虐待に関わる関係職種（児童相談所、保健所、保健福祉事務所、子ども家庭支援センター、都道府県市区町村、児童館、社会福祉協議会、福祉施設、児童養護施設、母子生活支援施設、医師会、歯科医師会、教育委員会、児童館・学童クラブ等職員、小中高等学校、保育園、幼稚園、保健師、助産師、新生児訪問担当者、青少年委員、民生児童委員、母子相談員、里親・養親、里親・養親支援員、子育て支援に関わるボランティア、市民、女性の支援に関わるNPOなど）、子育て中の母親などを対象とした講演会や、要保護児童地域対策協議会に併せて行う研修会のほか日韓児童福祉施設交流セミナーなどに講師を派遣した。
2 子育て講座 参加者：延べ4名	(1) 第1回 「子育て」ってたいへん、みんなどうしているの？ 日 時：2016年5月31日(火) 10：00～12：00 講 師：有安 淑子（CCAP相談員） (2) 第2回 子育てがつらくなるとき 日 時：2016年11月19日(土) 10：00～12：00 講 師：青木 郁美（CCAP相談員） 対 象：子育てに悩んでいる母親 会 場：CCAP
3 第40回 子どもの虐待防止セミナー 「児童養護施設における 思春期以降の自立と トラウマ・アタッチメント」 参加者：100名	日 時：2016年6月17日(金) 10：00～16：40 会 場：飯田橋レインボービル 講 師：西澤 哲（CCAP理事・山梨県立大学教授） 奥山 真紀子（CCAP理事・国立成育医療研究センター副院長こころの診療部長）
4 第14回MCG講座 参加者：延べ41名	(1) 「グループで語るということ ～虐待問題を抱える母親とグループによるケア」 日 時：2016年6月19日(日) 10：30～16：30 講 師：上村 順子（くじらホスピタル・精神科医） 広岡 智子（CCAP理事） (2) 「虐待予防のための親支援グループ～サポート・グループの力」 日 時：2016年10月16日(日) 10：30～16：00 講 師：鷲山 拓男（とよたまこころの診療所・精神科医） 対 象：保健所・保健センターほか、民間団体等においてグループ事業に携わっている方や立ち上げを予定している方など 会 場：CCAP

事業名	内容
5 【性虐待対応事業】 小児科医・産婦人科医対象 性虐待被害児診察トレーニング 2016 アドバンスコース(研究会) 参加者：7名	日 時：2016年9月25日(日) 13：30～16：30 会 場：CCAP 講 師：山田 不二子 (認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長)
6 第41回 子どもの虐待防止セミナー 「特定妊婦への支援： 虐待防止の視点から」 参加者：46名	日 時：2016年10月2日(日) 10：00～16：30 会 場：連合会館 講 師：加藤 雅江 (CCAP評議員、杏林大学医学部附属病院患者支 援センター) 佐伯 裕子 (CCAP理事、母子支援員・婦人相談員) 中島 かおり (にんしんSOS東京代表理事、助産師・保健師) 吉澤 みどり (CCAP評議員、保健師) コーディネーター：田中 哲 (CCAP理事、児童精神科医、都立小児総 合医療センター副院長)
7 世田谷区後援 パパとママの楽しい育児： 0歳児のパパママの 育児ミーティング 参加者：延べ9名	日 時：1クール 2016年10月9日～12月18日 2クール 2017年2月26日～3月26日 いずれも各日曜、全6回(途中参加も可) *2017年度3回延長(4月23日、5月14日、28日) 対 象：0歳～1歳の子どものとその親 会 場：砧区民会館(成城ホール) 講 師：加藤 吉和 (CCAP評議員) 寶川 雅子 (鎌倉女子大学准教授)
8 児童養護施設に勤務する 心理職対象 虐待を受けた子どもの心理療法に 関するワークショップ2016 アドバンスコース 参加者：8名	日 時：2016年10月22日(土) 10：00～17：30 会 場：世田谷区立男女共同参画センター らぶらす 講 師：西澤 哲 (CCAP理事・山梨県立大学教授) アタッチメントプログラム スタッフ 給前 麻実子、水木 理恵、若松 亜希子
9 児童養護施設に勤務する 心理職対象 虐待を受けた子どもの心理療法に 関するワークショップ2016 参加者：30名	日 時：2016年11月2日(水) 13：30～18：30 2016年11月3日(祝) 10：00～17：45 2016年11月4日(金) 10：00～15：30 会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター 講 師：アタッチメントプログラム スタッフ 給前 麻実子、清水 優美、水木 理恵、 若松 亜希子 *追加講義 2017年3月10日(金) 13：00～16：30 会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター 講 師：西澤 哲 (CCAP理事・山梨県立大学教授) 参加者：13名
10 【性虐待対応事業】 小児科医・産婦人科医対象 性虐待被害児診察トレーニング 2016 参加者：11名	日 時：2017年2月5日(日) 10：00～18：00 会 場：CCAP 講 師：山田 不二子 (認定NPO法人チャイルドファーストジャパン (CFJ) 理事長)
11 第42回 子どもの虐待防止セミナー 「発達障害のある家庭とコミュニ ティ環境」 参加者：44名	日 時：2017年3月4日(土) 10：00～16：30 会 場：飯田橋レインボービル 講 師：田中 哲 (CCAP理事、児童精神科医、東京都立小児総合医 療センター副院長) 事例検討：中村 由紀子 (小児科医、就学支援員、島田療育センター はちおうじ) 佐藤 匠 (心理判定員、島田療育センターはちおうじ) 長谷川 裕子 (相談員、府中子ども家庭支援センター) 佐伯 裕子 (CCAP理事、母子支援員・婦人相談員) 菅江 佳子 (CCAP相談員、スクールソーシャルワーカー)
12 養育家庭里親・養親対象研修 「里親家庭における養育のあり方 を考える：トラウマとアタッチメ ントの視点から」 参加者：33名	日 時：2017年3月10日(金) 9：30～12：00 会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター 講 師：西澤 哲 (CCAP理事・山梨県立大学教授)

事業名	内容
13 元気と知識が得られる連続講座 2016 ネットワークを作って スキルアップ 参加者：延べ136名	ソーシャルワーカーに加え、看護師、保健師など家族支援に関わる方に対象を拡大し、支援と連携への理解を深める全10回の連続講座を開催。 (1) 6月16日(木)「子ども虐待を知ろう～保健医療の役割 ①医師」 講師：松田 博雄 (2) 7月21日(木)「子ども虐待を知ろう～保健医療の役割 ②MSW」 講師：加藤 雅江 (3) 8月25日(木)「子ども虐待を知ろう～保健医療の役割 ③看護師」 講師：木下 千鶴 (4) 9月15日(木)「ネットワークを作ろう ①子ども家庭支援センター」 講師：佐伯 裕子 (5) 10月20日(木)「ネットワークを作ろう ②児童相談所」 講師：片倉 昭子 (6) 11月17日(木)「ネットワークを作ろう ③児童養護施設」 講師：塩田 規子 (7) 12月15日(木)「法医学を活用しよう」 講師：佐藤 喜宣 (8) 1月19日(木)「養育環境と愛着形成」 講師：田中 哲 (9) 2月16日(木)「子ども虐待にかかわる法律」 講師：木村 真実 (10) 3月16日(木)「事例検討」 講師：加藤 雅江、松田 博雄
14 その他広報活動	(1) マスコミ等の取材 マスコミ各社からの取材は全11件。 媒体の内訳は、テレビ5件、新聞5件、その他1件であった。 (2) 見学・研修などの来客 東京都をはじめとする各県の行政、社会福祉協議会、大学、中学校からの見学依頼、その他支援企業・団体など全国から21件の来訪があった。 (3) 当法人活動について、ホームページによる情報発信を行った。

7. その他の事業

(1) 日本子ども虐待防止学会との連携

2016年11月25日(金)・26日(土)に大阪市の大阪国際会議場を会場に開かれた「子ども虐待防止学会 第22回学術集会おおさか大会」に参加し、法人として応募シンポジウム「聴くことから始まる見立てと支援・当事者の話をどう聴くか：電話相談で培われたもの」への参加とパネル展示を行った。

(2) 児童虐待防止全国ネットワークのオレンジリボン運動への協力

同団体が呼びかける子ども虐待防止のオレンジリボン運動についてシンボルマークであるリボンやバッジの頒布による広報活動に協力した。

(3) その他の子どもの虐待防止活動に必要な事業への協力

①市区町村の要保護児童対策地域協議会等への参加

東京都、江東区、杉並区、世田谷区(全区及び烏山地区)、中野区、練馬区の要保護児童対策地域協議会代表者会議に委員を派遣した。また、国分寺市子ども家庭支援センターの運営委員を派遣した。

②世田谷区主催の子育て支援イベントへの参加

1) 「妊娠期からの切れ目のない支援フォーラム～世田谷版ネウボラの目指すもの」

[開催：2016年11月2日(水)、会場：世田谷区立玉川区民会館ホール]

2) 第15回世田谷子育てメッセ [開催：2017年1月28日(土)、会場：成城ホール]

③関連事業への後援・協力

1) 日本アノレキシア・ブリミア協会(NABA)「第12回 ピアサボ祭り 2016：生きづらさスペクトラム どっこい どっこい すつとどっこい!! 今ココに!!」への協力

[開催：2016年7月24日(日)、会場：世田谷区立玉川区民会館 ホール]

- 2) 認定特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン、特定非営利活動法人かながわ子ども虐待ネグレクト専門家協会共催 「第19回子ども虐待防止シンポジウム “日本における子ども虐待通告のあるべき姿『子ども虐待通告窓口の一元化は是か非か?』”」の後援
[開催：2016年10月22日(土)、23日(日)、会場：東京都医師会館]

8. 公的機関等の虐待防止事業への協力

(1) 母親グループへのファシリテーターの派遣

大田区大田保健所蒲田地域健康課	大田区大田保健所調布地域健康課	江東区城東保健相談所
江東区城東南部保健相談所	江東区深川保健相談所	江東区深川南部保健相談所
世田谷区烏山保健福祉センター	品川区品川保健センター	品川区荏原保健センター
品川区大井保健センター	新宿区東新宿保健センター	杉並区上井草保健センター
墨田区向島保健センター	台東区日本堤子ども家庭支援センター	
豊島区長崎南保健センター	港区みなと保健所	目黒区碑文谷保健センター
横浜市青葉福祉保健センター	横浜市神奈川福祉保健センター	横浜市西福祉保健センター
横浜市港北福祉保健センター		

(2) 母親グループへのスーパーバイザーの派遣

板橋区赤塚健康福祉センター	板橋区上板橋健康福祉センター	板橋区板橋健康福祉センター
板橋区志村健康福祉センター	板橋区高島平健康福祉センター	清瀬市健康センター
相模原市保健所		

(3) 児童相談所の再統合支援事業への協力

東京都児童相談センター治療指導課 東京都多摩・八王子・小平児童相談所
横浜市全児童相談所（中央・北部・南部・西部）

(4) 妊産婦向事業への協力（産前産後の気持ちに関する講話及びグループ体験）

目黒区目黒保健所 目黒区碑文谷保健センター

(5) 子育て相談事業への協力（母親面接）

江東区城東南部保健相談所 台東区台東保健所

(6) CCAP版 育児スキルトレーニング事業トレーナーの派遣

文京区子ども家庭支援センター ふれあい館（川崎市）
武蔵野市子育てSOS支援センター 江東区豊洲子ども家庭支援センター

(7) ケース検討会議へのスーパーバイザー派遣

三鷹市子ども家庭支援センター

(8) スーパーバイザー・その他の派遣

目黒区子ども家庭支援センター	台東区子ども家庭支援センター
中央区子ども家庭支援センター	府中市子ども家庭支援センター
山梨県都留児童相談所	東京都児童福祉専門員
	立川児童相談所

(9) 里親支援事業への協力

橋本サロン 志希の集い

監事の監査

2016年度事業及び決算について、2017年5月28日に監事による監査報告を受けた。事業報告及び決算は、同5月28日の理事会で承認された。更に同年6月18日の評議員会で承認された。

2016年度 資金収支計算書

(自) 2016年4月1日 (至) 2017年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A) - (B)	備考	
事業活動による収支	収入					
	寄付金収入	10,200,000	11,225,089	-1,025,089		
		賛助会員寄付金収入	3,200,000	3,180,000	20,000	
		一般寄付金収入	7,000,000	8,045,089	-1,045,089	
		事業収入	5,600,000	6,227,106	-627,106	
		セミナー参加収入	3,600,000	3,737,730	-137,730	
		広報事業収入	2,000,000	2,489,376	-489,376	
		助成金収入	6,207,000	6,207,000	0	
		東京都福祉保健財団助成金収入	3,907,000	3,907,000	0	
		東京都共同募金会配分金収入	300,000	300,000	0	
		フィリップ・モリス助成金収入	2,000,000	2,000,000	0	
		雑収入	10,000	136,886	-126,886	
		受取利息収入	5,000	7,417	-2,417	
		事業収入計 (1)	22,022,000	23,803,498	-1,781,498	
		支出				
		人件費支出	11,650,000	10,404,877	1,245,123	
		職員給与支出	8,950,000	8,403,740	546,260	
		非常勤職員給与支出	1,200,000	600,000	600,000	
		法定福利費支出	1,500,000	1,401,137	98,863	
		事業費支出	8,600,000	7,005,944	1,594,056	
		諸謝金支出	1,500,000	1,912,200	-412,200	
		研修費支出	300,000	105,206	194,794	
		催事費支出	800,000	1,010,808	-210,808	
		性虐待対応事業支出	1,000,000	115,000	885,000	
		愛着プログラム事業支出	3,000,000	2,033,863	966,137	
		フィリップ・モリス助成金事業支出	2,000,000	1,828,867	171,133	
	事務費支出	7,879,000	7,441,892	437,108		
	旅費交通費支出	600,000	539,654	60,346		
	消耗品費支出	400,000	288,646	111,354		
	什器備品費支出	500,000	623,257	-123,257		
	印刷製本費支出	800,000	585,716	214,284		
	水道光熱費支出	400,000	346,068	53,932		
	通信運搬費支出	550,000	559,412	-9,412		
	会議費支出	50,000	30,931	19,069		
	業務委託費支出	500,000	417,912	82,088		
	賃借料支出	3,979,000	3,978,720	280		
	雑費支出	100,000	71,576	28,424		
	事業支出計 (2)	28,129,000	24,852,731	3,276,287		
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	-6,107,000	-1,049,215	-5,057,785		
施設設備等による収支	収入					
	施設設備等収入計 (4)	0	0	0		
	支出					
	器具備品購入支出	200,000	0	200,000		
出						
事務所契約更新料支出	223,560	223,560	0			
施設設備等支出計 (5)	423,560	223,560	200,000			
施設設備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	-423,560	-223,560	-200,000			
その他の活動による収支	収入					
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0		
	支出					
その他の活動支出計 (8)	0	0	0			
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	0	0	0			
予備費支出 (10)	0	0	0			
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	-6,530,560	-1,272,775	-5,257,785			
前期末支払資金残高 (12)	19,967,569	19,967,569	0			
当期末支払資金残高 (11) + (12)	13,437,009	18,694,794	-5,257,785			

2016年度 事業活動計算書

(自) 2016年4月1日 (至) 2017年3月31日

(単位：円)

勘定科目		本年度決算額 (A)	前年度決算額 (B)	差異 (A) - (B)	備考	
サービス活動増減の部	収入	寄付金	11,225,089	9,217,292	2,007,797	
		賛助会員寄付金	3,180,000	3,515,000	- 335,000	
		一般寄付金	8,045,089	5,702,292	2,342,797	
		事業収益	6,227,106	7,133,688	- 906,582	
		セミナー参加収益	3,737,730	3,697,000	40,730	
		広報事業収益	2,489,376	2,000,180	489,196	
		東京都受託事業収益	0	1,436,508	- 1,436,508	
		助成金	6,207,000	6,207,000	0	
		東京都福祉保健財団助成金	3,907,000	3,907,000	0	
		東京都共同募金会配分金	300,000	300,000	0	
		フィリップ・モリス助成金	2,000,000	2,000,000	0	
		雑収益	136,886	120,656	16,230	
		雑収益	136,886	120,656	16,230	
		サービス活動収益計 (1)	23,796,081	22,678,636	1,117,445	
		費用	人件費	10,404,877	11,507,065	- 1,102,188
		職員給与	8,403,740	9,345,720	- 941,980	
		非常勤職員給与	600,000	600,000	0	
		法定福利費	1,401,137	1,561,345	- 160,208	
		事業費	7,005,944	8,983,752	- 1,977,808	
		諸謝金	1,912,200	1,656,000	256,200	
	研修費	105,206	240,939	135,733		
	催事費	1,010,808	695,120	315,688		
	性虐待対応事業費	115,000	61,774	53,226		
	愛着プログラム事業費	2,033,863	2,623,438	- 589,575		
	東京都受託事業費	0	1,436,508	- 1,436,508		
	フィリップ・モリス助成金事業費	1,828,867	2,269,973	- 441,106		
	事務費	7,441,892	6,555,668	886,224		
	旅費交通費	539,654	492,884	46,770		
	消耗品費	288,646	180,039	108,607		
	什器備品費	623,257	307,353	315,904		
	印刷製本費	585,716	458,436	127,280		
	水道光熱費	346,068	341,896	4,172		
	通信運搬費	559,412	474,705	84,707		
	会議費	30,931	14,057	16,874		
	業務委託費	417,912	246,670	171,242		
	賃借料	3,978,720	3,978,720	0		
	雑費	71,576	60,908	10,668		
	減価償却費	82,446	83,084	- 638		
	サービス活動費用計 (2)	24,935,159	27,129,569	- 2,194,410		
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	- 1,139,078	- 4,450,933	3,311,855		
外増減の部	収益	受取利息収益	7,417	20,462	- 13,045	
	サービス活動外収益計 (4)	7,417	20,462	- 13,045		
	費用	サービス活動外費用計 (5)	0	0	0	
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	7,417	20,462	- 13,045		
経常増減の部	増減差額 (7) = (3) + (6)	- 1,131,661	- 4,430,471	3,298,810		
特別増減の部	収益	特別収益計 (8)	0	0	0	
	費用	事務所契約更新料	223,560	108,000	115,560	
	ネットワーク整備費	0	0	0		
	固定資産除却損	0	0	0		
	特別費用計 (9)	223,560	108,000	115,560		
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)	- 223,560	- 108,000	- 115,560		
当期活動増減の部	増減差額 (11) = (7) + (10)	- 1,355,221	- 4,538,471	3,183,250		
差繰越の部	前期繰越活動増減差額 (12)	21,205,732	25,744,203	- 4,538,471		
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	19,850,511	21,205,732	- 1,355,221		
基本増減の部	基本金取崩額 (14)	0	0	0		
	事業実施積立金積立額 (15)	0	0	0		
次期繰越の部	増減差額 (16) = (13) + (14) + (15)	19,850,511	21,205,732	- 1,355,221		

2016年度 貸借対照表

2017年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	当年度末	前年度末	増 減	科 目	当年度末	前年度末	増 減
流動資産				流動負債			
現金預金	18,828,141	20,786,970	-1,958,829	未払金	297,612	562,408	-264,796
未収入金	153,728	11,619	142,109	預り金	85,463	128,002	-42,539
前払金	108,000	0	108,000	前受金	12,000	0	12,000
流動資産計	19,089,869	20,798,589	-1,708,720	仮受金	0	140,610	-140,610
				流動負債計	395,075	831,020	-435,945
固定資産				負債合計	395,075	831,020	-435,945
基本財産	30,000,000	30,000,000	0	純 資 産 の 部			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0	基本金			
その他の固定資産	36,155,717	36,238,163	-82,446	基本金	30,000,000	30,000,000	0
事業実施積立預金	35,000,000	35,000,000	0	その他の積立金			
器具備品	95,717	178,163	-82,446	事業実施積立金	35,000,000	35,000,000	0
敷金	1,060,000	1,060,000	0	次期繰越活動増減差額	19,850,511	21,205,732	-1,355,221
固定資産計	66,155,717	66,238,163	-82,446	(うち当期活動収支差額)	(-1,355,221)	(-4,538,471)	
				純資産合計	84,850,511	86,205,732	-1,355,221
資産合計	85,245,586	87,036,752	-1,791,166	負債・純資産合計	85,245,586	87,036,752	-1,791,166

2016年度 財産目録

2017年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却 累計額	貸借対照 表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高		運転資金として			89,457
普通預金	三菱東京UFJ銀行・ 上北沢支店		運転資金として			18,548,736
振替貯金	ゆうちょ銀行		運転資金として			189,948
現金預金合計						18,828,141
未収入金			育児トレーニング収入他として			153,728
前払金	東建ビル501号室		平成29年4月1日～平成31年3月31日 更新料として			108,000
流動資産合計						19,089,869
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	三菱東京UFJ銀行・ 上北沢支店		第2種社会福祉事業である、子どもの 虐待防止事業に使用するため			30,000,000
基本財産合計						30,000,000
(2) その他の固定資産						
事業実施積立預金	三菱東京UFJ銀行・ 上北沢支店		子どもの虐待防止に関わる 新規事業のため			35,000,000
定期預金	三菱東京UFJ銀行・ 上北沢支店		子どもの虐待防止に使用するため			95,717
器具備品	冷暖房機器他	平成12年4月他	子どもの虐待防止に使用するため	2,752,025	2,656,308	1,060,000
敷金	東建ビル 202号・501号・601号		子どもの虐待防止に使用するため			
その他の固定資産合計						36,155,717
固定資産合計						66,155,717
資産合計						85,245,586
II 負債の部						
1 流動負債						
未払金	印刷代、謝金他					297,612
預り金	社会保険料他					85,463
前受金	平成29年度セミナー代					12,000
流動負債合計						395,075
負債合計						395,075
差引純資産						84,850,511

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①器具備品・・・定額法

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
通常の賃貸借取引に準じた方法により処理している。

(2) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込経理を採用している。

2 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000

3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	2,752,025	2,656,308	95,717

4 関連当事者との取引の内容

該当はありません。

5 重要な偶発債務

該当はありません。

6 重要な後発事象

該当はありません。

7 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当はありません。

2017年度 事業計画

事業の概要

社会福祉法人子どもの虐待防止センター（以下CCAP）では、基本的に保護者（親や親に代わる養育者）による子どもへの虐待を対象に以下の活動を行う。

1. 児童虐待に悩む保護者への電話相談や面接相談を通じて、育児不安の解消や虐待の重症化の予防に努める。
2. 行政機関や民間の虐待防止団体と連携協力しつつ、虐待傾向のある保護者と虐待された子どもへの支援を行う。
3. 虐待事例にかかわる専門家に対して支援を行う。
4. 一般市民に対して、児童虐待に関する教育広報活動をすすめる。
5. 虐待問題に関して、公的機関に対する民間オンブズパーソンの役割を果たすと共に、児童福祉に関する立法・行政に対して積極的に提言を行う。

CCAPがこれらの事業を行い、さらに必要な事業を拡大し、社会福祉法人としての責任を全うするため、財政基盤の確立に努める。

社会福祉法人の運営事業

1. 理事会・評議員会の開催

理事会を年4回以上、評議員会を年1回以上開催する。

2. 寄付金・助成金の確保

CCAPの活動資金としての寄付金確保のため、個人・法人への広報活動に努めると共に、今後の事業活動を支える新たな助成金獲得を目指す。

3. 賛助会員の拡充

会員の拡充と会費の滞りない徴収に努める。

4. 会報の発行

賛助会員に対して、会報「CAPニューズ」を年に4回発行し、児童虐待防止活動に関する情報を発信すると共に「CAPニューズ号外」を年に1回発行し、CCAPの活動および財務状況を報告する。

5. 出版活動

CCAPブックスシリーズ新刊を適宜発行する。

6. 広報普及活動

子どもの虐待防止及び援助のためにCCAPの活動を広く知らせると共に、賛助会員確保を目的として、CCAPのパンフレット・インフォメーションカードを作成し、無料配布する。

7. 東京都児童相談所との連携

互いに守秘義務を尊重し、役割分担や共働の可能性を探りつつ、連携をすすめる。

8. その他

法人運営に必要な事業及び他機関との連携をすすめる。

子どもの虐待防止センターの事業

1. 電話相談事業

(1) 相談電話の設置と相談体制

- ①育児不安や育児困難を感じている親、虐待をしている親や家族、里親・養親、現在虐待されている子どもからの相談に応じる。また、虐待や虐待が疑われる家族に気づいた市民や虐待ケースを抱えた専門家からの相談に応じる。
- ②相談時間は平日の10:00～17:00、土曜日は10:00～15:00とする。
- ③法律相談：月1回程度、弁護士による電話相談日を設ける。
- ④11月の児童虐待防止推進月間に時間枠を拡大などする電話相談キャンペーンを実施する。

(2) 相談員の養成や研修

- ①相談員の定例会を月1回行う。定例会におい

では、相談ケースの共有検討や研修を行い相談員の技術向上に努める。

- ②ボランティア相談員養成講座を実施に向けて準備する。

2. グループケア事業

(1) MCG（母と子の関係を考える会）の開催

MCG (Mother and Child Group) では、育児不安や虐待などの悩みを抱えた母親たちへグループによる支援を行う。

火曜MCG（月2回）、土曜MCG（月2回）、施設MCG（月1回）を開催。希望がある場合は保育を行う。

(2) ほっとホットサロンの開催

虐待事例に関わる援助職のためのグループを2カ月に1回開催する。

(3) 担当者の研修

MCGレビューを月1回開催し、MCG担当者同士の相談、事例検討とエンパワーの場とする。このうち、2回は講師を招いての研修とする。

3. 里親・養親支援事業

CCAPが行う電話相談、CCAP版ペアレンティングプログラム、アタッチメント形成のための心理療法プログラム等を通じて、里親・養親支援事業を行うほか、里親よりもさらに支援の少ない特別養子縁組家庭の養親を対象に年6回「特別養親サロン」を開催する。

4. CCAP版ペアレンティングプログラム事業

(1) CCAP版ペアレンティングプログラムの開発

育児不安や子育ての悩みのある養育者にわかりやすいCCAP独自のペアレンティングプログラムを開発する。

(2) CCAP版ペアレンティングプログラムの実施

(3) トレーナーの研修

月1回トレーナー研修を行い、トレーナーの技術向上に努める。

5. 子どもケア事業

(1) アタッチメント形成のための心理療法プログラム

①アタッチメント形成に障害を受けた子どもと現在の特定の養育者（児童養護施設の担当ケアワーカーあるいは里親・養親）の二者のアタッチメント関係の改善により、子どもの対人関係の問題を軽減することを目的としたプログラムを行う。

②同プログラムの開発及び報告書の作成と実施セラピストの育成を行う。

③アタッチメントとトラウマに焦点を当てた心理療法に関する研修を実施する。

(2) 発達相談・心理相談

医師・心理士などの専門家による相談日を設け、発達及び心理の相談に応じる。

6. 教育・広報事業

(1) 講演会への講師派遣

各地の子どもの虐待防止を目的とした研修、講演会、子育て講座など要望に応じて講師を派遣する。

(2) セミナーの開催

子どもの虐待防止のためのセミナー・講座等を開催する。

(3) 子育て講座の開催

子育てに悩んでいる母親向けの講座を開催する。

(4) 性虐待対応研修

①性虐待被害児の診察トレーニング

性虐待を受けたと思われる子どもを傷つけずに問診や身体的診察が出来るように小児科医師・産婦人科医師などを対象に診察技術のトレーニングを行う。

②性虐待被害児診察研究会

「性虐待被害児の診察トレーニング」に参加した医師を主な対象にステップアップのための研究会を行い、技術の向上を目指す。

(5) MCG講座の開催

MCGの立ち上げ、運営及びファシリテーターの養成を支援するため、MCG講座を開催する。また各地でMCGを立ち上げたり、MCGに携わっている団体や公的機関からの要請に応じて研修を行う。

(6) 里親会等へのグループファシリテーターの派遣

各地の里親会の集まりや養子縁組家庭の会などの依頼に応じてグループファシリテーターを

派遣する。

(7) 事例検討会の開催

東京都社会福祉協議会児童部会と協力して、児童養護施設の事例検討会を行う。

(8) 広報普及活動

- ①ホームページによる情報発信に努める。
- ②マスコミ等の取材に協力し、CCAPの事業の広報を行う。

7. その他の事業

(1) 市区町村の要保護児童対策地域協議会への参加

(2) 子どもの虹情報研修センターへの協力

(3) 東京都社会福祉協議会及び地域福祉推進委員会への協力

東京都社会福祉協議会の評議員会及び地域福祉推進委員会にそれぞれ委員を派遣し、事業に協力する。

(4) 日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）との連携

2017年12月2日～3日に千葉県で開催される子ども虐待防止学会第23回学術集会ちば大会の開催・運営に協力する。

(5) 児童虐待防止全国ネットワークとの連携

(6) 日本子ども虐待医学会（JaMSCAN）との連携

(7) 各地の民間虐待防止団体との連携

(8) 危機介入・支援活動

電話相談で入ってきた、深刻な虐待が行われている、またはその危惧のあるケースについて地域の関係機関と連携して対応する。関係機関からの要請に応じ、スーパーバイザー等を派遣する。

(9) 父親支援事業を推進する

(10) その他の子どもの虐待防止活動に必要な事業

8. 公的機関等の虐待防止事業への協力

(1) 母親グループへのファシリテーターの派遣

- ・大田区大田保健所 調布地域健康課
- ・江東区城東保健相談所
- ・江東区城東南部保健相談所
- ・江東区深川保健相談所

- ・江東区深川南部保健相談所
 - ・世田谷区烏山総合支所健康づくり課
 - ・品川区品川保健センター
 - ・品川区荏原保健センター
 - ・品川区大井保健センター
 - ・新宿区東新宿保健センター
 - ・杉並区上井草保健センター
 - ・墨田区向島保健センター
 - ・台東区日本堤子ども家庭支援センター
 - ・豊島区長崎保健センター
 - ・港区みなと保健所
 - ・目黒区碑文谷保健センター
 - ・八王子市大横保健福祉事務所
 - ・横浜市青葉福祉保健センター
 - ・横浜市神奈川福祉保健センター
 - ・横浜市西保健センター
 - ・横浜市港北保健センター
- (2) 母親グループへのスーパーバイザーの派遣
- ・板橋区赤塚健康福祉センター
 - ・板橋区上板橋健康福祉センター
 - ・板橋区板橋健康福祉センター
 - ・板橋区志村健康福祉センター
 - ・板橋区高島平健康福祉センター
 - ・清瀬市健康センター
- (3) 児童相談所の親子再統合事業への協力
- ・東京都児童相談センター
 - ・東京都多摩・八王子・小平児童相談所
 - ・横浜市全児童相談所
(中央・北部・南部・西部)
- (4) 妊婦向事業への協力
- ・目黒区目黒保健センター
 - ・目黒区碑文谷保健センター
- (5) 子育て相談事業への協力（面接）
- ・江東区城東南部保健相談所
 - ・台東区台東保健所
- (6) CCAP版ペアレンティングプログラム事業
トレーナーの派遣
- ・江東区
 - ・文京区子ども家庭支援センター
 - ・武蔵野市子ども家庭支援センター
 - ・ふれあい館（川崎市）
- (7) ケース検討会議への協力
- ・三鷹市子ども家庭支援センター

(8) スーパーバイザー・その他の派遣

- ・目黒区子ども家庭支援センター
- ・台東区子ども家庭支援センター
- ・中央区子ども家庭支援センター

- ・府中市子ども家庭支援センター
- ・東京都児童福祉専門員
- ・山梨県中央児童相談所
- ・山梨県都留児童相談所

 インフォメーションカード



カードの入っている箱を組み立てて使います



このインフォメーションカードを、おかあさんが気軽に手に取れる所に置いていただける方はCCAP事務局にご連絡ください。

2017年度 資金収支予算書

(自) 2017年4月1日 (至) 2018年3月31日

(単位:円)

勘定科目		29年度予算 (A)	28年度予算 (B)	増減 (A-B)	備考
事業活動による収支	収入				
	寄付金収入	18,200,000	10,200,000	8,000,000	
	会員寄付金収入	3,200,000	3,200,000	0	
	一般寄付金収入	15,000,000	7,000,000	8,000,000	
	事業収入	5,600,000	5,600,000	0	
	セミナー事業収入	3,600,000	3,600,000	0	
	広報事業収入	2,000,000	2,000,000	0	
	助成金収入	4,207,000	6,207,000	-2,000,000	
	東京都福祉保健財団助成金収入	3,907,000	3,907,000	0	
	東京都共同募金配分金収入	300,000	300,000	0	
	フィリップ・モリス助成金収入	0	2,000,000	-2,000,000	
	雑収入	10,000	10,000	0	
	受取利息収入	5,000	5,000	0	
	事業活動収入計 (1)	28,022,000	22,022,000	6,000,000	
	支出				
	人件費支出	13,950,000	11,650,000	2,300,000	
	職員給与	11,550,000	8,950,000	2,600,000	
	非常勤職員給与	600,000	1,200,000	-600,000	
	法定福利費	1,800,000	1,500,000	300,000	
	事業費支出	8,400,000	8,600,000	-200,000	
	諸謝金支出	1,800,000	1,500,000	300,000	
	研修費支出	300,000	300,000	0	
	電話相談事業支出	1,800,000	0	1,800,000	
	セミナー事業支出	1,000,000	800,000	200,000	
	性虐待対応事業支出	500,000	1,000,000	-500,000	
	愛着プログラム事業支出	3,000,000	3,000,000	0	
	フィリップモリス助成金事業支出	0	2,000,000	-2,000,000	
	事務費支出	8,279,000	7,879,000	400,000	
	旅費交通費支出	600,000	600,000	0	
	消耗品費支出	400,000	400,000	0	
什器備品費支出	700,000	500,000	200,000		
印刷製本費支出	1,000,000	800,000	200,000		
水道光熱費支出	400,000	400,000	0		
通信運搬費支出	550,000	550,000	0		
会議費支出	50,000	50,000	0		
業務委託費支出	500,000	500,000	0		
賃借料支出	3,979,000	3,979,000	0		
雑費支出	100,000	100,000	0		
事業活動支出計 (2)	30,629,000	28,129,000	2,500,000		
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	-2,607,000	-6,107,000	3,500,000		
施設設備等による収支	収入				
	敷金返戻収入	0	0	0	
	施設設備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	200,000	200,000	0	
	器具備品取得支出	200,000	200,000	0	
事務所契約更新料	216,000	223,560	-7,560		
施設設備等支出計 (5)	416,000	423,560	-7,560		
施設設備等資金差額 (6) = (4) - (5)	-416,000	-423,560	7,560		
その他の活動による収支	収入				
	事業実施積立預金取崩収入	0	0	0	
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
	事業実施積立預金積立支出	0	0	0	
その他の活動支出計 (8)	0	0	0		
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	0	0	0		
予備費 (10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	-3,023,000	-6,530,560	3,507,560		
前期末支払資金残高 (12)	13,437,009	19,967,569	-6,530,560		
当期末支払資金残高 (11) + (12)	10,414,009	13,437,009	-3,023,000		

2017(平成29)年度 社会福祉法人 子どもの虐待防止センターの組織

[理事 12名]

松田 博雄 理事長・小児科医
 河津 英彦 副理事長・淑徳大学教育学部兼任教授
 片倉 昭子 臨床心理士
 秋山 千枝子 小児科医・あきやま子どもクリニック院長
 鮎京 眞知子 弁護士
 磯谷 文明 弁護士
 奥山 眞紀子 小児精神科医・国立成育医療研究センターこころの診療部長
 佐伯 裕子 三鷹市・母子自立支援員・婦人相談員
 田中 哲 児童精神科医・東京都立小児総合医療センター副院長
 豊田 秀雄 ソーシャルワーカー・こまごめ緑陰診療所
 西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部教授
 広岡 智子 CCAP相談員

[監事 2名]

木村 真実 弁護士
 田中 治樹 公認会計士・税理士

[評議員 16名]

岡崎 京子 CCAP相談員
 加藤 雅江 医療ソーシャルワーカー・杏林大学医学部付属病院患者支援センター
 加藤 吉和 臨床心理士・東京都子供ネット(子供の権利擁護相談事業)、子供の権利擁護専門員
 小堀 由祈子 世田谷区玉川総合支所支所長
 坂本 洋子 養育里親、小規模住居型児童養育事業管理者、「里親ひろば ほいっぷ」グループ代表

佐藤 喜宣 杏林大学名誉教授
 塩田 規子 ソーシャルワーカー・救世軍世光寮副施設長
 五月女 友美子 小児科医・公立福生病院
 竹内 章子 弁護士
 龍野 陽子 社会福祉士・保育士
 辻野 恵子 ソーシャルワーカー
 堤 由美 保健師・清瀬市子育て支援課
 荷見 よう子 産婦人科医・三井記念病院
 三浦 香織 作業療法士・東京医療学院大学保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻講師
 吉澤 みどり 保健師・渋谷区保健所幡ヶ谷保健相談所保健指導主査
 鷺山 拓男 精神科医

[アドバイザー 5名]

犬塚 峰子 児童精神科医
 上村 順子 精神科医
 平湯 真人 弁護士
 宮島 清 ソーシャルワーカー・日本社会事業大学専門職大学院准教授
 吉田 恒雄 駿河台大学教授・学長

[評議員選任・解任委員 3名]

田中 聖悟 CCAP事務局長
 田中 治樹 公認会計士・税理士
 武藤 素明 (社福)二葉保育園常務理事

[苦情処理第三者委員 2名]

小林 理英子 弁護士
 佐柳 忠晴 (社)比較後見法制研究所理事

【当法人へのご寄附には税額控除が適用されます】

社会福祉法人子どもの虐待防止センターは、税額控除対象法人として、東京都より平成24年12月5日付で、「税額控除に係る証明書」の発行を受けました。

これに伴い、平成24年12月5日以降に当法人に頂いたご寄附および会費に対しては、税額控除制度と従来の所得控除制度のどちらかを選択することができるようになりました。

〈所得控除と税額控除の違い〉

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。

このため小口の寄附にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合税額控除の方が減税効果が大きくなります。

税額控除制度の概要は、以下のようになります。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left(\text{税額控除対象寄附金} (\ast 1) - 2,000 \text{円} \right) \times 40\% = \text{控除対象額} (\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

発行 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル202 TEL 03-5300-2451/FAX 03-5300-2452

URL <http://www.ccap.or.jp>

銀行口座 三菱東京UFJ銀行上北沢支店

口座名 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 口座番号 普通預金 0493048

郵便振替 加入者名 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 口座番号 00160-4-362897

CCAP版

親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム

子育てする親からの「自分の子どもなのに可愛く思えない」、「叩くことを止められない」、「優しいお母さんになりたい」などさまざまな思いを聴いてきた相談員が、2016年に子どもの虐待防止を目的とした、子どもとの関係を育てる「CCAP版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム」を開発し、現在試行しながら改良を加えています。2018年9月にトレーナー養成講座を予定しています。

ステップ	内 容
1 今、ここから・・・	<ul style="list-style-type: none"> ・今の時代の子育ての難しさ「今、ここから」チャレンジ! ・しつけとは不快な状態を快の状態へ戻す手助けの繰り返し ・子どもの脳はゆっくり育つ
2 わかりやすい伝え方	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に行動を伝える (わかりやすいことばで伝える) ・共感することばを使おう ・子どもが開ける環境をつくる (環境の重要性)
3 コミュニケーションを育む「実況中継」Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・ほめる・認める ・「実況中継」の効果とは ・増えてほしい行動に「実況中継」
4 コミュニケーションを育む「実況中継」Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・練習 ・要求度とスモールステップ ・なぜ問題行動に目がいくのか
5 困った時のかかわり方	<ul style="list-style-type: none"> ・困った時の対応に効果的な共感 ・一つの場面に一つだけ伝える ・感情的になってしまった場面での対応
6 気持ちの伝え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「今」のあなたの気持ちに気づく・こぼすことは大切 ・自己表現 わたしもOK、あなたもOK (自他尊重の自己表現) ・わたしメッセージの伝え方

子育て支援の豊かな広がり：子育てと脳科学

今回の子どもの虐待防止セミナーでは、子育て支援の多様な世界に触れてみます。

午前中は、理化学研究所の黒田先生に脳科学の側面から子育てを論じていただきます。支援の現場にいるわれわれにとって、新鮮な視点が得られることと思います。午後は一転して現場に戻り、様々な方法で子育て支援をされている専門家にご登壇いただいて、それぞれのプログラムによる支援のポイントを語っていただきます。最後に総合討論で、午前から午後にかけて展開された世界を重ね合わせ、その広がり妙と豊かさを感じてみたいと思います。子育て支援の幅の広さを感じることができるとは違いありません。

[コーディネーター：田中 哲]

【日 時】 2018年1月20日(土) 10:00～16:30

【会 場】 飯田橋レインボービル 1階C・D会議室

住 所：東京都新宿区市谷船河原町11 (<http://www.ienohikariss.co.jp/bld/map.html>)

アクセス：JR 総武線「飯田橋駅」西口徒歩5分ほか

【対 象】 児童相談所・子ども家庭支援センター・保健所・児童養護施設・乳児院などの親子の支援に関わる方

【定 員】 80名(定員になり次第〆切)

【受講料】 7,000円(CCAP 賛助会員の方は 6,000円)

時 間	内 容	講 師 (敬称略)
9:30～	受付開始	
10:00 ～12:00	【講 義】 子育てと脳科学 子育てや親子関係が脳の成長にどのように影響するか。脳科学の視点から客観的に子育てを考えます。	黒田 公美 ／理化学研究所 脳科学総合研究センター 親和性社会行動研究チームリーダー
昼 食 休 憩		
13:30 ～16:30	【シンポジウム】 子育ては親支援から～3つの支援プログラム *コーディネーター：田中 哲 (CCAP 理事、児童精神科医師) (1) AF-CBT (家族のための代替案：認知行動療法) ＜言い争いや体罰などの問題を抱えた家族のための回復プログラム＞ ／犬塚 峰子 (CCAP アドバイザー、児童精神科医師) (2) CCAP 版ペアレンティングプログラム ＜親と子の関係を育てるプログラム＞ ／青木 幸子 (CCAP 相談員・同プログラムトレーナー) (3) サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ (SofS) ＜当事者主体の子ども虐待相談援助の方法論＞ ／渡邊 直 (千葉県市川児童相談所所長)	

【申込方法】 ※入金後の返金はできませんので、ご注意ください。

参加申込書(裏面)にご記入の上、FAXにて子どもの虐待防止センター事務局までお申し込み下さい。折り返し受講番号と振込口座をFAX連絡いたします。受講番号確認後受講料をお振り込み下さい。

【 申込書送付先 】

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター事務局

FAX 03-5300-2452

TEL 03-5300-2451

開催日：2018年1月20日（土）

【第45回 子どもの虐待防止セミナー 参加申し込み書】

■ 名前（ふりがな）

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

03-5300-2452（土）月09時

室給送D・0部1・0コ-

■ CCAP 賛助会員*（いずれかに○）

- (1) 会員である
- (2) 会員ではない
- (3) 入会を申し込む

■ 受講票送付先 FAX （ 自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○ ）

*受講票の返信を FAX にて行いますので、必ず FAX 番号をご明記下さい

■ 勤務先名称

*所属機関と所属部署名までご記入下さい

■ TEL（自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○）

*日中のご連絡が可能な番号をお知らせ下さい

■ 職 種

（里親・養親の方はその旨お書き下さい）

■ 住所（自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○）

〒

■ 公費による受講料振込の方は

振込人名をお書き下さい

【ご質問】 *テーマに関連して、質問などございましたらご記入ください

*このたびのセミナーと同時に CCAP 賛助会員にお申し込み頂きますと、会員料金でご参加いただけます。入会ご希望の方は事務局までご連絡下さい。年会費は一口 5,000 円（4 月～翌 3 月の年度制）です。

妊娠期からの切れ目のない親子支援

—保健医療・福祉・教育をつなぐ地域の役割—

平成29年3月に「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」が通知され、市区町村子ども家庭総合支援拠点の具体的な業務、要保護児童対策地域協議会との関係、子育て世代包括支援センター等関係機関との連携の在り方及び特定妊婦への支援、児童相談所の指導措置の委託を受けて行う指導についてなどが詳細に示されました。8月には「新しい社会的養育ビジョン」が提示され、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切る支援システムの確立、困難な状況に置かれた子どもへの多様なケアの充実や地域社会に根づくための自立支援も市区町村の役割であると示されています。

このセミナーでは、市区町村の各現場で役割を担っている皆さんに参加を頂き、平成28年改正児童福祉法の“理念を支援に変えていく”ための具体的な方策をご一緒に考えたいと思います。

【日時】 2018年3月21日（水・祝）14:00～18:30

【会場】 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟501号室

（東京都渋谷区代々木神園町3-1）

アクセス：小田急線「参宮橋駅」下車 徒歩7分 ほか

【対象】 保健所・保健センター、子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、学校関係者、医療関係者、児童相談所、および家族の支援に係わる方

【定員】 150名（定員になり次第〆切）

【受講料】 7,000円（CCAP賛助会員の方は6,000円）

時間	内容	講師・シンポジスト（敬称略）
13:30～	受付開始	
14:00 ～15:30	【基調講演】 地域に求められている社会的養育とは 「新しい社会的養育ビジョン」を実現するための 全体像と市区町村の役割について	奥山 眞紀子／CCAP 理事、小児精神科医 国立成育医療研究センターこころの診療 部長、厚生労働省「新たな社会的養育の 在り方に関する検討会」座長
15:40 ～18:30	【シンポジウム】 市区町村は何を目指すのか 市区町村に求められる機能と児童相談所の 設置を視野に入れた「市区町村子ども家庭総合 支援拠点」及び子育て世代包括支援センター との関係整理。市区町村の支援と関係機関との 連携・地域づくりの現状について考えていき ます。	鈴木 秀洋／日本大学准教授、前文京区男女 協働担当課長・子ども家庭支援センター 所長 中板 育美／公益社団法人日本看護協会 常任理事 吉澤 みどり／CCAP 評議員、保健師
	フロアーディスカッション と まとめ	*コーディネーター：奥山眞紀子

【申込方法】 ※入金後の返金はできませんので、ご注意ください。

参加申込書（裏面）にご記入の上、FAXにて子どもの虐待防止センター事務局までお申し込み下さい。
折り返し受講番号と振込口座をFAX連絡いたします。受講番号確認後受講料をお振り込み下さい。

【 申込書送付先 】

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター事務局 FAX 03-5300-2452

TEL 03-5300-2451

開催日：2018年3月21日（祝）

【第46回 子どもの虐待防止セミナー 参加申し込み書】

<p>■ 名前（ふりがな）</p>	<p>■ CCAP 賛助会員*（いずれかに○）</p> <p>(1) 会員である</p> <p>(2) 会員ではない</p> <p>(3) 入会を申し込む</p>
<p>■ 受講票送付先 FAX （ 自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○ ）</p> <p>*受講票の返信を FAX にて行いますので、必ず FAX 番号をご明記下さい</p>	<p>■ 勤務先名称</p> <p>*所属機関と所属部署名までご記入下さい</p>
<p>■ TEL（自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○）</p> <p>*日中のご連絡が可能な番号をお知らせ下さい</p>	<p>■ 職 種</p>
<p>■ 住所（ 自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○ ）</p> <p>〒</p>	<p>■ 公費による受講料振込の方は 振込人名をお書き下さい</p>
<p>【ご質問】 *テーマに関連して、質問などございましたらご記入ください</p>	

*このたびのセミナーと同時に CCAP 賛助会員にお申し込み頂きますと、会員料金でご参加いただけます。
入会ご希望の方は事務局までご連絡下さい。年会費は一口 5,000 円（4 月～翌 3 月の年度制）です。